

神 栖 市 障 が い 者 プ ラ ン

<令和3~5年度>素案

第6期 障害者計画

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

令和3年1月現在

神 栖 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の概要.....	1
2 障がい者支援を取り巻く近年の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象.....	7
5 重点課題.....	8
第2章 計画の基本方向.....	10
1 基本理念.....	10
2 基本目標.....	12
3 施策体系.....	14
第3章 施策の展開（障害者計画）.....	15
1 「ノーマライゼーション」の推進【啓発・広報】.....	15
2 地域でともに支え合う体制の整備【相談支援・生活支援】.....	17
3 自立した生活の支援【福祉サービス・生活支援】.....	20
4 個性に応じた保育・教育・学習の充実【保育・教育】.....	23
5 就労と社会参加が進む環境づくり【就労・社会参加】.....	25
6 人にやさしい安全・安心なまちづくり【生活環境】.....	28
第4章 障害福祉サービス等の推進（障害福祉計画・障害児福祉計画）.....	30
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方針.....	30
2 障害福祉サービス等の体系.....	31
3 成果目標・活動指標.....	32
4 障害福祉サービスの推進.....	36
5 障害児福祉サービスの推進.....	63
第5章 計画の推進にあたって.....	69
1 計画の推進における基本姿勢.....	69
2 計画推進における役割分担.....	71
3 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	72
4 計画の進行管理体制.....	74
5 計画の普及・啓発の推進.....	76

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

神栖市の障がいのある人を取り巻く状況は日々変化し、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。さらに平成28年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として定めることとされました。

平成27年度に、「第4期神栖市障害者計画・障害福祉計画」として「障害者計画」と「障害福祉計画」を、平成29年度からは国の法改正により第1期の「障害児福祉計画」の策定が示されたことから、本市では「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に取りまとめた新たな障がい者施策に関する総合的な計画として「神栖市障がい者プラン」を策定して推進してきました。

令和2年度は「神栖市障がい者プラン」が計画終了年度であることから、本計画を策定します。

障害／障がいの表記について

国の法令や制度では、障害について“障害”と漢字で表記していますが、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、市では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、市民からいただいたご意見などを記載通りに掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用することとします。

“障害福祉サービス”や“障害児福祉サービス”は法に規定されたサービスの総称であるため、「障害」と漢字で表記しますが、“障がい者施策”などは本市における障がい者支援のための施策など、法に規定されたものに限らない広範な意味を有するため、「障がい」と表記します。

“発達障害”や“学習障害”については医学上の用語として使用されることもあるため、「障害」と表記します。

またアンケート調査の結果など、引用して掲載しているものについては、引用元における記載通りに表記することとします。

2 障がい者支援を取り巻く近年の動向

○ 発達障害者支援法

平成17年に自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行され、平成28年に一部改正されました。

○ 障害者の権利に関する条約

平成18年12月13日、障害者権利条約が国連総会で採択され、平成20年5月3日、効力発生の要件が整い発効しました。障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めており、障がい者に関する初の国際条約にあたります。

○ 障害者基本法の改正

平成18年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成19年に署名）に向けた国内法の整備とあわせて、障がい者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成23年8月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

○ 障害者総合支援法

平成24年6月に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改められました。

○ 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の成立

平成24年10月には障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成28年5月に「障害者総合支援法」等が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実、障がいのある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことなどが示されました。

これに伴い、地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設、就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大など新たなサービスの創設や既存サービスの強化が図られることとなりました。

また、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、市町村には「障害児福祉計画」の策定が求められ、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケアを要する障がい児に対する支援、補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）などのサービスの新設や強化が行われました。

○ **地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設**

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指して、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が平成30年4月に施行されました。この中で「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」として、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害のある児童や人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設されました。

○ **地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行**

地域共生社会の実現を目指す取組を推進するため、社会福祉法等の改正が予定されています。（施行期日：令和3年4月1日）

主な改正内容は次のとおりです。

- ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ・ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ・ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ・ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ・ 社会福祉連携推進法人制度の創設

この中で一つ目の「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」については、高齢、障害、子ども、生活困窮等に関する包括的な相談支援の体制づくりが掲げられています。

○ **障害のある人の社会参加を支える新たな法の施行**

平成30年6月、「障害者による文化芸術の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加創造することができるよう、障害のある人による文化芸術活動を幅広く促進することとされ、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等の基本的施策が定められました。

また、令和元年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障害の有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通

じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障害のある人等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援等が規定されました。

○基本指針の見直しについて

令和2年1月に「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直し、5月に一部改正する告示が示されました。また、「基本指針見直しの主なポイント」として、計画に加えるべき方向性が示されました。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について	
<ul style="list-style-type: none"> 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度 	
2. 基本指針見直しの主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 地域における生活の維持及び継続の推進 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化等 障害福祉人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行等 発達障害者等支援の一層の充実 障害者の社会参加を支える取組 「地域共生社会」の実現に向けた取組 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 障害福祉サービス等の質の向上
3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)	
① 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上 施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減 	④ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍(新) 就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上(新)
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新) 精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減) 退院率:3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準) 	⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新) 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 	⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
	⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築



障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しの主なポイント

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②福祉施設から一般就労への移行等
- ③「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④精神障害にも対応した地域包括ケア
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
- ⑧障害者の社会参加を支える取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩福祉人材の確保 など

3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく市の「障害者計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

<障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本市における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

<障害福祉計画>

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

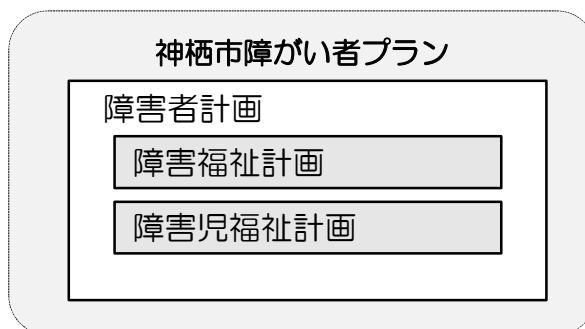
<障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障がい児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

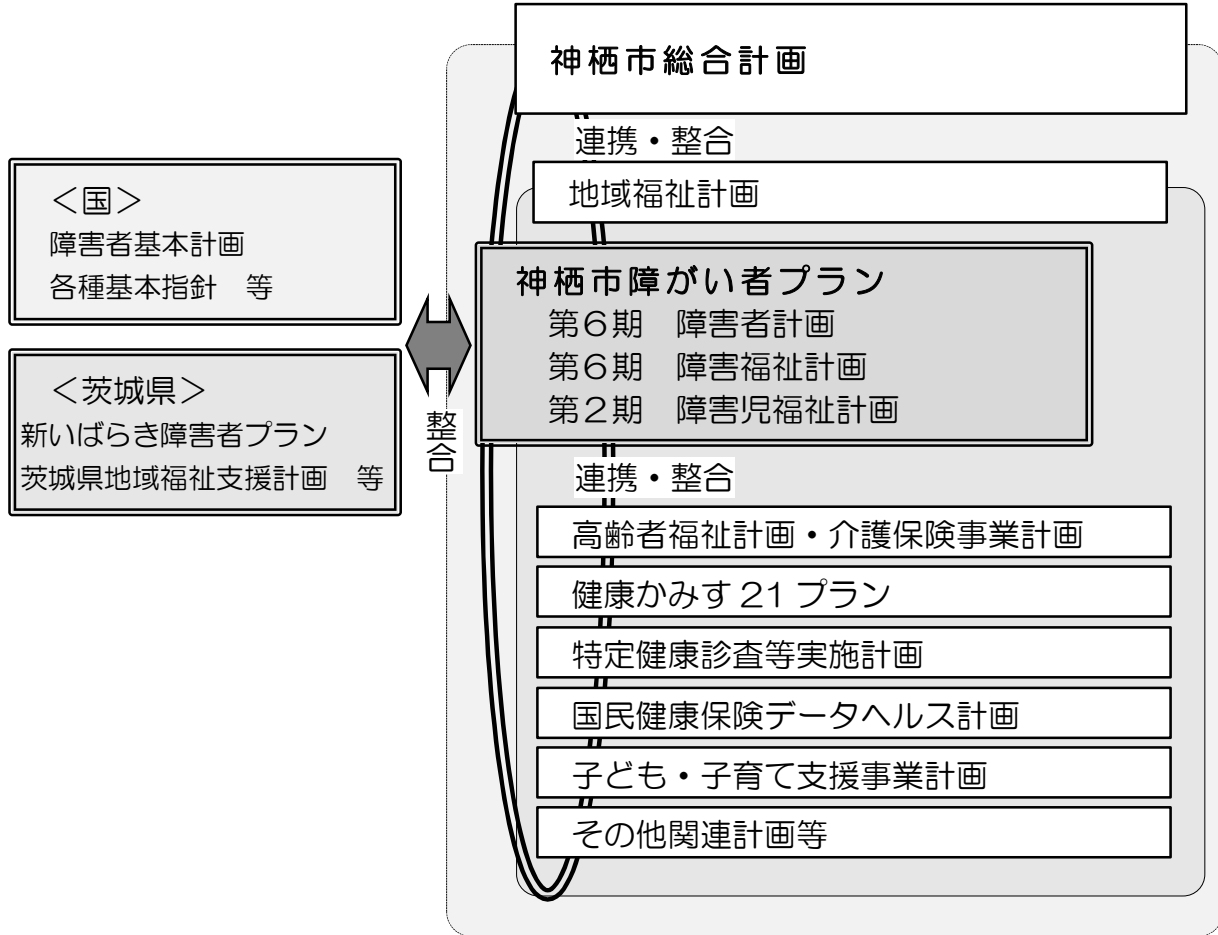
本市においては、「障害者計画」を障がい者及び障がい児を含む、市全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



(2) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本市の総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(3) 計画の期間

本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となります。

毎年度、計画の進捗確認を行うとともに、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期 障害者計画	→		
第6期 障害福祉計画	→		
第2期 障害児福祉計画	→		

4 計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい（児）者、知的障がい（児）者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等の新たな障がいも対象とします。

また、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要です。

○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

5 重点課題

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画にわたり、重点的に取り組むべき課題を整理し、本計画期間に各種施策を推進して取り組んでいきます。

<課題1 相談支援に関すること>

障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者は増加しており、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所などが、増加の続く状況に対応できる体制となっていない、相談支援専門員が不足している状況が伺えます。

我が事・丸ごと地域共生社会の動きのなかで、分野横断的な総合相談支援体制づくりが求められています。障がいのある人の高齢化、家族の高齢化が進み、抱える課題も多様化しており、相談支援やサービス利用の円滑化が重要となっています。

相談支援体制を充実していくためには、支援が必要な人のそれぞれのライフステージに切れ目のない支援、様々な支援が身近な所で受けられる体制づくりが課題です。

ライフステージの視点を踏まえると、障がい者が不利益を被らないように保護、支援する成年後見制度の活用や、本人の意思を尊重するための意思決定支援の必要性が高まっているといえます。しかし、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度は認知度が低く、必要な人が利用に結びつきにくい場合もあることから、制度の周知と利用の円滑化が必要です。

<課題2 障害児の支援体制について>

支援が必要な子どもの全体数が増加しており、障がい児福祉サービス等の支援策は量・質ともに充実が求められています。医療的ケアが必要な子どもへの支援が進められるようになり、コーディネーターを確保しています。発達障がいの状況や必要な支援も多様であることを踏まえ、障害児相談支援事業所や医療的ケア児支援のためのコーディネーター等が障がいのある子どもと保護者に職種を活かした支援ができるように、児童発達支援センター機能を充実していくことが課題です。

<課題3 障がいのある人の就労について>

就労移行支援の利用者は50人台、就労継続支援A型、B型の利用者は年々増加していますが、一般就労に結びつく人は少ない状況です。職場体験や訓練から一般就労へのつなぎ、継続するための支援を利用者の希望や個性に配慮してサポートする環境づくりが必要です。

福祉的就労や一般就労において、障害者雇用の拡大を事業主に働きかけるとともに、市も障害者優先調達推進法に基づき、障がい者支援施設等への発注を充実させていきます。

<課題4 障がいのある人の災害時の避難や防災対策について>

災害時には障がい者にとって様々な困難が予想されることから、平素からの準備が必要です。初動期の避難について、避難場所や経路を家庭内で把握しておくとともに、神栖市避難行動要支援者避難支援プランなどの整備・運用を進めています。

災害時に避難所となる小中学校体育館等での集団による避難生活が困難となる高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等もいることから、障がいのある人に意見を聞きながら避難体制についても検討していくことが必要です。また、福祉避難所の周知と障がいのある人が必要とする用具の備蓄も含めて、運用について検討する必要があります。

第2章 計画の基本方向

1 基本理念

国の「障害者基本計画（第4次）」では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられており、障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援することと、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを障害者施策の基本方向としています。

■障害者基本計画の基本理念（第4次）

改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

本市の「神栖市総合計画」では、“みんなでつくる新しい神栖市 ～かみすを好きな人があられるまちを目指して～”という将来像を掲げ、福祉分野においては、“健康で人にやさしいまちづくり”を目指し、障がい福祉を含めた各種の福祉施策の展開を図ってきました。

障害福祉においては、以下の7つの方向性を示しています。

■「神栖市総合計画」における障害福祉の方向性

- (1) 障害に対する意識の醸成
- (2) 総合的な相談体制の整備
- (3) 保健・医療対策の推進
- (4) 在宅生活の支援
- (5) 施設サービスの充実
- (6) 社会参加の促進
- (7) 精神保健対策の推進

この基本理念は、本市の福祉施策の基本目標を踏まえたものであり、また、国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことにも通ずる内容となっています。基本理念である「地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり」をめざして各種施策を推進します。

<基本理念>

地域でともに暮らせる
安全で安心のあるまちづくり

2 基本目標

『地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり』という基本理念のもと、障がい者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障がい者を取り巻くあらゆる場面において差別撤廃と合理的配慮を基本に、自立や社会参加の支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めます。

<基本目標1 ノーマライゼーションの推進【啓発・広報】>

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、「ノーマライゼーション」を基本に、差別解消と合理的配慮など障がいと障がい者への正しい理解を深めるための啓発、福祉活動への参加を推進・促進します。

共生社会の実現に向け、市民が互いに支え合う意識を高め、地域活動やボランティア活動へ参画が進むよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

<基本目標2 地域でともに支え合う体制整備【相談支援・生活支援】>

地域でともに支え合う社会を実現していくためには、障がいのある人の抱える課題を把握し、的確な支援につなげていくことが重要です。そのため、障がいのある人本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、また必要な情報が取得できるように、相談支援と情報提供、コミュニケーション支援などの支援体制の充実を図ります。

障がいの早期発見・早期治療のために健康診査や健康づくりの事業を推進するとともに、障がいの特徴を踏まえた個別のニーズに早期に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

特に精神障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等と地域住民の理解及び自主的な活動組織の育成・支援が重要となることから、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を図ります。

<基本目標3 自立した生活の支援【福祉サービス・生活支援】>

障がいの重度化、当事者や介助者・支援者の高齢化、社会参加の進展等により、必要とされるサービスも多様化しています。障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、相談支援とケアマネジメント体制を充実させ、生活支援のためのサービス・事業を推進します。このため、障害福祉サービス事業所などの育成、人材確保などサービス提供体制の確保を図ります。

<基本目標4 個性に応じた保育・教育・学習の充実【保育・教育】>

障がいのある子どもが地域の中で一緒に育ち、生活できるように支援するための体制整備が重要であり、障がいの特徴や状況、成長段階に応じた相談体制、保育・教育体制の充実を図ります。

<基本目標5 就労と社会参加が進む環境づくり【就労・社会参加】>

仕事をすることは社会的・経済的な自立につながり、地域にも好循環を生みます。このため、障がいのある人が意欲と能力を発揮でき、地域で働ける場・機会を増やすため、多様な主体が連携を図りながら、一般雇用、福祉的就労も含めて就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

障がいの種別を超えた様々な人との交流、学習活動、地域活動への障がいのある人の参加を促進するとともに、参加を支援する取組を推進します。

<基本目標6 人にやさしい安全・安心なまちづくり【生活環境の整備】>

障がいのある方はもとより、誰もが安心して快適な生活を送れるよう、「すべての人にやさしいまちづくり」を進めます。障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の向上に努め、移動手段の確保、地域の安全・安心活動を推進します。

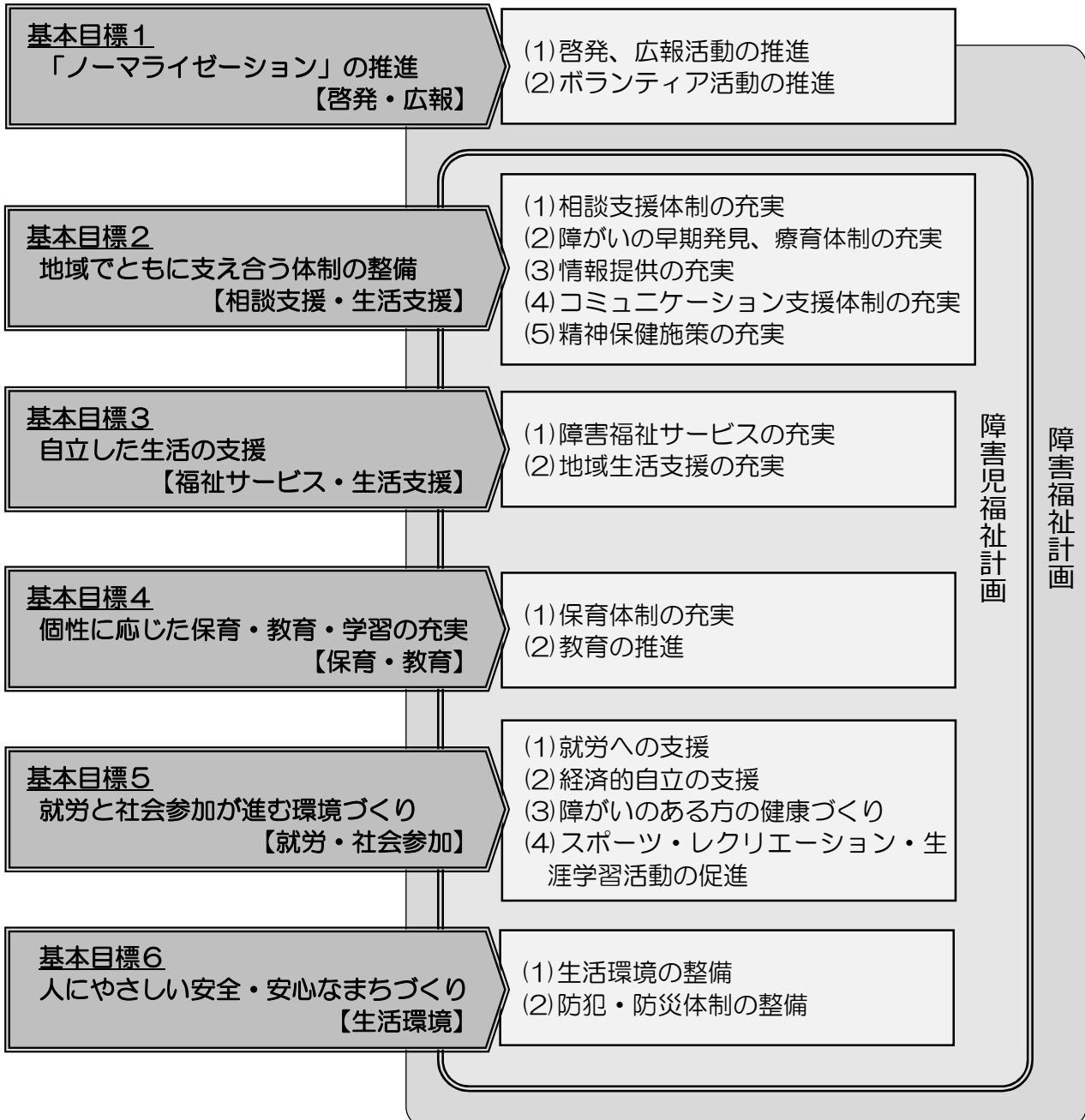
3 施策体系

基本理念

地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり

基本目標

施策の方向



第3章 施策の展開（障害者計画）

1 「ノーマライゼーション」の推進【啓発・広報】

【施策の方向】

- 誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、「ノーマライゼーション」と合理的配慮の考え方の理解を深めるための啓発や福祉活動への参加を推進・促進し、“地域共生社会”の実現を進めます。
- 「障がい」の種類や範囲が多様となっている状況から、「障がい」についての正しい知識を広め、障がいのある方への理解をさらに深めていくため、福祉教育や様々な機会を通じての広報・啓発活動の推進に努めます。
- すべての市民が互いに尊重し合い、安心して暮らせるように図り、さらに、家庭や地域社会においてボランティア活動が推進されるよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

(1) 啓発、広報活動の推進

【主な事業】

事業名	内容	所管課／関係課
①障がいのある方や障がいに関する市民への啓発の推進	『広報かみす』や市のホームページ等の広報媒体を活用し、市民の、障がいのある方や障がいへの認識・理解の促進・拡大を図ります。障がい者支援施策等の大事な情報は広報紙やホームページを通して適宜情報発信します。ホームページは障がい者を含む全ての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮して運用します。	障がい福祉課 市民協働課
②福祉体験学習の推進	子どもたちの障がいのある方への理解を深めるため、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校等において福祉体験学習を推進し、障がいのある方との交流機会の充実等を図ります。児童発達支援事業所との交流など、関係機関と連携し、定期的な交流の場を確保し、共に過ごしながら福祉体験ができるように努めます。	障がい福祉課 教育指導課 子育て支援課

(2) ボランティア活動の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①「ボランティアセンター」活動の推進	ボランティアセンターを中心に、活動団体の紹介や相談にコーディネーターが応じてします。今後も活動をしたい人と活動をしてほしい人をつなぐ活動や必要な情報提供を行っていきます。 各種講座の開催を通じて新たな人材の開拓も行います。継続した講座や研修会を開催し、人材の開拓を継続していきます。 より市民がアクセスしやすくなるようボランティアセンター交流サロンの環境整備、充実を図ります。	社会福祉協議会
②「市民活動支援センター」活動の推進	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、「市民活動支援センター」で市民活動団体の情報を収集・発信し、活動を支援します。	市民協働課

2 地域でともに支え合う体制の整備【相談支援・生活支援】

【施策の方向】

- 地域でともに支え合う社会を実現していくためには、障がいのある人の抱える問題や課題を把握し、的確な支援につなげていくことが重要となります。そのため、障がいのある人の意志をくみ取り、本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、高い専門性を持った相談員による相談支援の体制の充実を図ります。
- 障がいのある人もない人も幅広く障がい福祉について知ってもらい、互いに理解し、支え合うことができるように情報提供の充実を図るとともに、意思疎通・コミュニケーション支援体制の充実にも取り組んでいきます。
- 精神障がいのある人等は保健・医療・福祉等と地域住民の理解及び自主的な活動組織の育成・支援が重要となることから、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を図ります。
- 各種健康診査と健診後の保健指導・相談などのフォローにより、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、障がいの特徴を踏まえた個別のニーズに対応した支援体制の充実を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①基幹相談支援センターの確保・相談支援体制の充実	障がいのある方やその家族からの保健・医療・福祉・就労等の多分野にわたる相談に的確に対応できるよう、窓口対応の充実や庁内関係課との連携を図ります。 相談内容が多様となっており、相談対応する専門スタッフの確保等の体制整備と、関係部署及び関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課
②障害者相談支援事業の充実	障がい者・家族への必要な情報の提供と支援・助言等を行うため、障害者相談支援事業を神栖市社会福祉協議会へ委託し実施します。 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、「ピアカウンセリング」に関すること、権利の擁護のための援助、専門機関の紹介等の相談を実施します。	障がい福祉課 社会福祉協議会

(2)障がいの早期発見、療育体制の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①乳幼児健康診査・相談等の充実	乳幼児健診等を通じて、子どもの発達を巡る課題の早期発見に努め、状況に応じて医療機関や療育機関につなぐことを目指します。 乳幼児の健全育成を目指し、乳幼児の育児相談を通して、保護者や家族への育児支援。医療機関や療育機関と連携に努めます。	健康増進課
②就学児童への健康診断の充実	身体的疾病や発達障害等の早期発見・治療を進めるため、市内の学校・保育所・幼稚園・こども園での健康診査の充実を努めます。	子育て支援課 学務課
③発達相談の充実	身体的疾病や発達障害等の早期発見・治療を進めるため、市内の保育所・幼稚園・こども園における発達相談の活用を図ります。 令和2年度より、健康増進課で就学前の幼児で、発達面や関わり方に関して不安がある保護者を対象に、公認心理師による発達相談事業を新規に開始しました。保護者の不安の軽減を図るとともに、状況に応じて医療機関や療育機関につなぐことを目指します。	子育て支援課 教育指導課 健康増進課 保健所

(3)情報提供の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①障がい福祉に関する情報提供の充実	各種障がい者支援制度やサービスの内容・利用方法、あるいは関係機関・施設の案内等についてわかりやすく紹介できるよう、冊子の作成や、広報かみすや市のホームページ等を活用して、情報提供に努めます。 ホームページは障がい者を含む全ての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮して運用します。	障がい福祉課 市民協働課

(4)コミュニケーション支援体制の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①手話通訳者や要約筆記者の派遣	聴覚障がいや音声・言語障がいのある方の意思疎通（コミュニケーション）を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。（茨城県聴覚障害者協会やすらぎに委託）	障がい福祉課
②中途失明者・失聴者への支援	中途失明者を対象とした点字・点字タイプライターの提供や歩行訓練、及び中途失聴者を対象とした手話・読話技術の取得のための講習を開催します。	障がい福祉課
③刊行物の点字・音声化の推進	文字による情報入手が困難な方に配慮し、刊行物を点字化・音声化して提供できるように手法を検討します。	障がい福祉課

(5)精神保健施策の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①「こころの健康づくり」対策の充実	精神保健に関する情報提供等を充実させ、こころの健康づくりについて普及に努めるとともに、精神疾患や精神障がいのある方への市民の関心と理解を深めていきます。 障がい福祉課に精神保健福祉士を配置し、身近で専門的な相談支援を実施します。 「こころを元気にする講演会」の開催や、パソコンやスマートフォンでこころの健康状態（ストレスチェック）を把握する「こころの体温計」を導入し、利用を促進します。 ストレスによる不眠や気分の落ち込み、精神科病院等への受診不安などの、精神的な不調を抱える本人や家族の悩みについて、精神保健福祉士が対応する「こころの相談室」を実施します。	障がい福祉課 健康増進課 社会福祉協議会
②精神科医療機関との連携	精神疾患の緊急時の対応ができるよう、日頃より医療機関との連携に努めており、今後も連携強化を図ります。 症状の悪化された方が適正な医療を受けられるよう、これからも医療機関との連携を強めて対応していきます。	障がい福祉課 健康増進課

3 自立した生活の支援【福祉サービス・生活支援】

【施策の方向】

- 障がいの重度化、当事者や介助者・支援者の高齢化、社会参加の促進等により、必要とされるサービスも多様化しており、ケアマネジメントを重視した包括的な相談支援の確保と、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービスの量的・質的な充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。
- 障がいのある方の地域生活を支援するため、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等に対応した「地域生活支援事業」を推進します。
- 障がい等で支援が必要な人に専門職による機能訓練、緊急入所支援などを市の事業として継続して実施します。

(1)障害福祉サービスの充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①居宅介護サービスの充実	障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスを提供し、日常生活を支援します。	障がい福祉課
②「日中活動系サービス」の充実	障害者総合支援法に基づく生活介護や自立訓練等のサービスを提供し、日常生活上の自立の促進を図ります。 福祉作業所において、生活介護・就労継続支援B型の事業を実施し、作業を通じて自立の促進を図ります。	障がい福祉課
③「居住系サービス」の充実	「共同生活援助」、「施設入所支援」について、広域的な調整を図りながら、サービスの提供に努めます。 障害者総合支援法に基づく居住系サービスを提供し、住まいの確保を図ります。	障がい福祉課
④身体障害者（児）機能訓練の実施	作業療法士、理学療法士、言語聴覚士により、就学前児童・就学児童・障害者を対象とした機能訓練や就学前児童を対象とした言語訓練を実施します。	障がい福祉課
⑤「障害児（者）緊急短期入所空床確保事業」の実施	緊急短期入所は市内の社会福祉法人2か所を確保しており、適切な利用を促進します。	障がい福祉課

事業名	事業内容	所管課／関係課
④外出促進のための各種助成等の実施	<p>障がいのある方の外出を支援するため、重度身体障害者に福祉タクシー事業、自動車運転免許証取得や自動車改造に要する費用の一部を助成します。</p> <p>福祉タクシーについては福祉サービス事業所や災害時には避難所を目的地に追加して実施しており、今後も利用状況等を把握しながら、利便性の向上を図ります。</p>	障がい福祉課

4 個性に応じた保育・教育・学習の充実【保育・教育】

【施策の方向】

- 障がいのある子どもが地域の中で学び・生活していける地域をめざし、インクルーシブ教育、や特別支援教育など障がいの特徴や状況に応じた保育・教育体制の整備を推進します。
- 障がいのある子どもやその家族、学校のための相談・援助体制の充実を図り、個々の状況と成長段階に応じた教育環境づくりに努め、福祉、教育等の関係機関が連携しニーズに応じた支援を推進します。

(1) 保育体制の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①障害児保育の充実	障がいのある子どもの保育ニーズに対応できるように、障がい児教育保育体制については、適正な職員配置を行い、保育環境の整備を図るため、障害児保育費助成事業を継続して実施します。	子育て支援課 学務課
②障害児等療育支援の充実	障がい福祉課で計画相談支援事業所を開設し、療育が必要な保護者などに対して、関係機関と連携をしながら、相談支援を行います。 相談内容に応じて、健康増進課の発達相談事業と障がい福祉課の相談支援が連携し、発達支援事業所等の案内を行い、療育支援を行います。	障がい福祉課 健康増進課
③相談支援体制の充実	身体的疾病や発達障害等の早期発見・治療を進めるため、市内の保育所・幼稚園・こども園における発達相談の充実を図ります。 関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うことを努めます。	子育て支援課 教育指導課
④発達障害児療育者研修の開催	保育士、幼稚園・小学校教諭等療育者向け研修については、事例検討や実践的な内容を盛り込み実施します。	社会福祉協議会

(2)教育の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①教員研修の充実	発達障害等の障がいの多様化及び幼小の円滑な接続に適切に対応できるよう、教職員への研修の機会を充実させ、指導力の向上に取り組みます。	教育指導課
②障がいのある児童の放課後対策の推進	指定民間事業者と連携して実施場所・人員等を確保し、「放課後等デイサービス」事業を進めていきます。 利用量が増加傾向であり、今後も利用者増を見越した計画を検討します。	障がい福祉課
③「日中一時支援事業」の実施	知的障がいのある子ども等を対象に、家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図るため、活動の場を提供するとともに、見守り等を行います。利用量が増加傾向であり、今後も利用者増を見越した計画を検討します。	障がい福祉課
④「特別支援ケース会議」の実施	保育所・幼稚園・こども園、小・中学校及び高等学校等の関係機関の担当者による「特別支援ケース会議」を実施し、個別指導についての共通理解を図ります。	教育指導課
⑤「保育所等訪問支援事業」の実施	保育所その他の施設における集団生活への適応の支援について、提供体制の確保を検討します。	障がい福祉課

5 就労と社会参加が進む環境づくり【就労・社会参加】

【施策の方向】

- 仕事を持つことは社会的・経済的に自立の重要な要素であり、就労支援を進める地域づくりが求められています。障がいのある方がその能力を最大限に発揮し働けるように、合理的配慮に基づき、個々の特性を踏まえた就労支援と就労のための訓練や就労の機会の拡充に努めます。
- 社会参加を促進するため、障がいのある人の外出支援等を推進します。
- 生涯学習やスポーツ等による活動や交流活動の機会を提供し、社会参加の促進を図ります。

(1) 就労への支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①雇用・就労促進のための総合的な支援体制づくり	公共職業安定所や県の関係機関、市内及び周辺市町の企業と連携した障がい者雇用・就労支援の総合的な支援体制を確保しており、定期的な会議などにより連携を強化します。	障がい福祉課 (自立支援協議会)
②社会復帰への支援	精神に障がいのある方の相互交流と社会参加を促すため、精神保健デイケアを一部社会福祉協議会へ委託して実施しており、社会復帰への支援に努めます。 精神保健デイケアは、利用者の希望や障がいの度合いによって活用できるプログラムの内容など充実を図ります。 市内の精神障がい者が個々の状況にあったサービスにつながれるよう、医療機関や就労支援事業所と情報交換の場を開催します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
③雇用者への支援	障がいのある方の就業機会と雇用の促進を図るため、雇用する事業主に補助金を支給し支援するとともに、障害者雇用についての事業所の理解が深まるように努めます。	障がい福祉課
④ひきこもり支援推進事業の実施（令和3年度新規）	成人の発達障がい、ひきこもり状態にある方に対し、定期的な相談や就労体験などを通して多くの方が社会へ自立できるようにします。	障がい福祉課

(2) 社会参加への外出支援

事業名	事業内容	所管課／関係課
①外出支援	障がいのある方や高齢者等の“交通弱者”の外出支援策として、路線バスを無料で利用することができる「神栖市路線バス福祉パス交付事業」を継続して実施し、周知を図ります。	社会福祉課

(3) 経済的自立の支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①「特別障害者手当」の支給	在宅の最重度障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。高齢者で対象となる方が想定されることから、広報などにより一層の周知を図ります。	障がい福祉課
②「障害児福祉手当」の支給	在宅の重度障害児で日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に、手当を支給します。	障がい福祉課
③「特別児童扶養手当」の支給	20歳未満の障がいのある子どもを養育している保護者に手当を支給します。	障がい福祉課
④「神栖市中心身障害者（児）福祉手当」の支給	市内に1年以上お住まいの重度障害者（施設入所者は除く）に福祉手当を継続して支給します。（月額3,000円）施設入所などによる変更があることから、支給者の状況把握などに努めます。	障がい福祉課
⑤「神栖市中心身障害児童養育費」の支給	特別支援学校等で義務教育を受けている子どもがいる家庭に養育費を支給します。（月額20,000円）	障がい福祉課
⑥「難病患者福祉手当」の支給	市内に1年以上お住まいの難病患者に福祉手当を支給します。（月額3,000円）支給者の状況把握などに努めます。	障がい福祉課

(4)障がいのある方の健康づくり

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①健康意識づくりの推進	これからも障がいのある方が参加しやすい環境を整え、健康意識の向上に努めていきます。	障がい福祉課
②地域リハビリテーション体制の充実	地域の関係機関、医療機関等との連携を深め、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。	障がい福祉課
③「自立支援医療」の円滑な運営	障がいの軽減や回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する「自立支援医療」の円滑な実施に努めます。今後とも医療機関などの協力を得ながら広報を続け、継続した治療を続けられる体制を提供します。	障がい福祉課

(5)スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①スポーツ・レクリエーション等の推進	障がいのある方とその家族や地域住民が集まり、スポーツ、文化活動を楽しめる各種大会の支援を行います。 身体障害者福祉協議会と連携し、ボッチャの普及に努めており、今後も活動支援を行います。 平成30年度に特別支援学校卒業後も保護者同士での情報交換や交流の場を持つことを目的に、「ふたばの会」が組織化され、社会福祉協議会では立ち上げ支援を行いました。今後も、交流活動協力など側面的支援を継続して行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会
②「地域活動支援センター」等の充実	地域活動支援センターは就労が困難な在宅の障がいのある方に、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施しており、必要な指導及び訓練を行っています。サービスの周知を図りながら、利用を促進します。	障がい福祉課

6 人にやさしい安全・安心なまちづくり【生活環境】

【施策の方向】

- 障がいのある方をはじめ全ての市民が安心して快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ち、住環境、移動手段、公共施設などについて「すべての人にやさしいまちづくり」を進めます。
- 障がいのある方が安心して生活できるように、地域の防犯・防災など安全・安心のまちづくりを進めます。

(1)生活環境の整備

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①施設のバリアフリー化の促進	病院や店舗等の障がいがある方の利用が多い施設や、民間事業者による新たな施設整備について、法・条例・要綱への適合を図るよう要請・指導しており、今後とも継続して適合を図るよう指導します。	開発審査課

(2)防犯・防災体制の整備

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①防災対策の充実	<p>「神栖市地域防災計画」を踏まえ「避難行動要支援者（障がい者のみ世帯や高齢者のみ世帯のうち、障害等級の重い方や要介護度の高い方等）」への支援体制の確保に向け、障がいの特性にも配慮した安全な避難誘導體制や避難所・福祉避難所の確保等に努めます。</p> <p>避難行動要支援者名簿を作成しており、定期的に新規該当者に同意書を送付し、台帳の登録や更新を行います。</p> <p>要配慮者に対する「警戒レベル」と避難発令の周知を図るとともに、避難発令時の福祉避難所の積極的な活用を促進します。</p> <p>要配慮者の多様なニーズに対応し、福祉避難所の確保と災害用備蓄品及び感染症対策備蓄品の配備に努めます。</p>	防災安全課 障がい福祉課 長寿介護課 社会福祉課
②地域で安心・安全に生活できるためのネットワークづくり	<p>市が中心となって、自治会、民生委員、市社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、自警団、防犯連絡員、自主防災組織、防災士等の関係機関と連携し、積極的なネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>自主防災組織及び防災士に対する「警戒レベル」と避難発令の周知を図ります。</p> <p>ひとり暮らし高齢者等の相談により、サービスをつなぐ必要性のある方などに対しては、民生委員や地域包括支援センター等と情報の共有、連携を図ります。</p>	防災安全課 障がい福祉課 長寿介護課
③緊急時の支援体制の充実	<p>疾病等により119番通報が困難な一人暮らしの重度障害者や高齢者等で近隣に協力者がいる方を対象に、住居に緊急通報装置を貸与し、急病等の理由で援助を必要とする場合に、消防本部に簡単な操作で通報し速やかな援助を行っています。</p> <p>消防署の協力のもと、緊急通報装置を設置し迅速な対応ができる体制づくりを進めます。</p>	長寿介護課

第4章 障害福祉サービス等の推進

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方針

<方針1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援>

共生社会の実現に向け、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者の自立と社会参加の実現を図ることを基本とします。

<方針2 障がい種別によらない一元的なサービス提供>

市が障がい福祉サービスの実施主体として、障がいがあって支援が必要な人が障がい福祉サービスを利用できる体制の確保を図ります。

<方針3 地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備>

施設入所等から地域生活への移行、また、障がいのある人の就労支援や重度化・高齢化した障がい者の日中のサービスなどの課題に対応できるよう支援体制を整え、地域生活の拠点づくり等地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

<方針4 地域共生社会の実現に向けた取組>

地域のあらゆる住民が、「支え手」で「受け手」となって、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組めます。

<方針5 障がい児の健やかな育成のための発達支援>

障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市が実施主体とし、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

<方針6 福祉人材の確保>

安定的に障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組めます。

<方針7 障がい者の社会参加支える取り組み>

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者の文化芸術活動の推進や、視聴覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

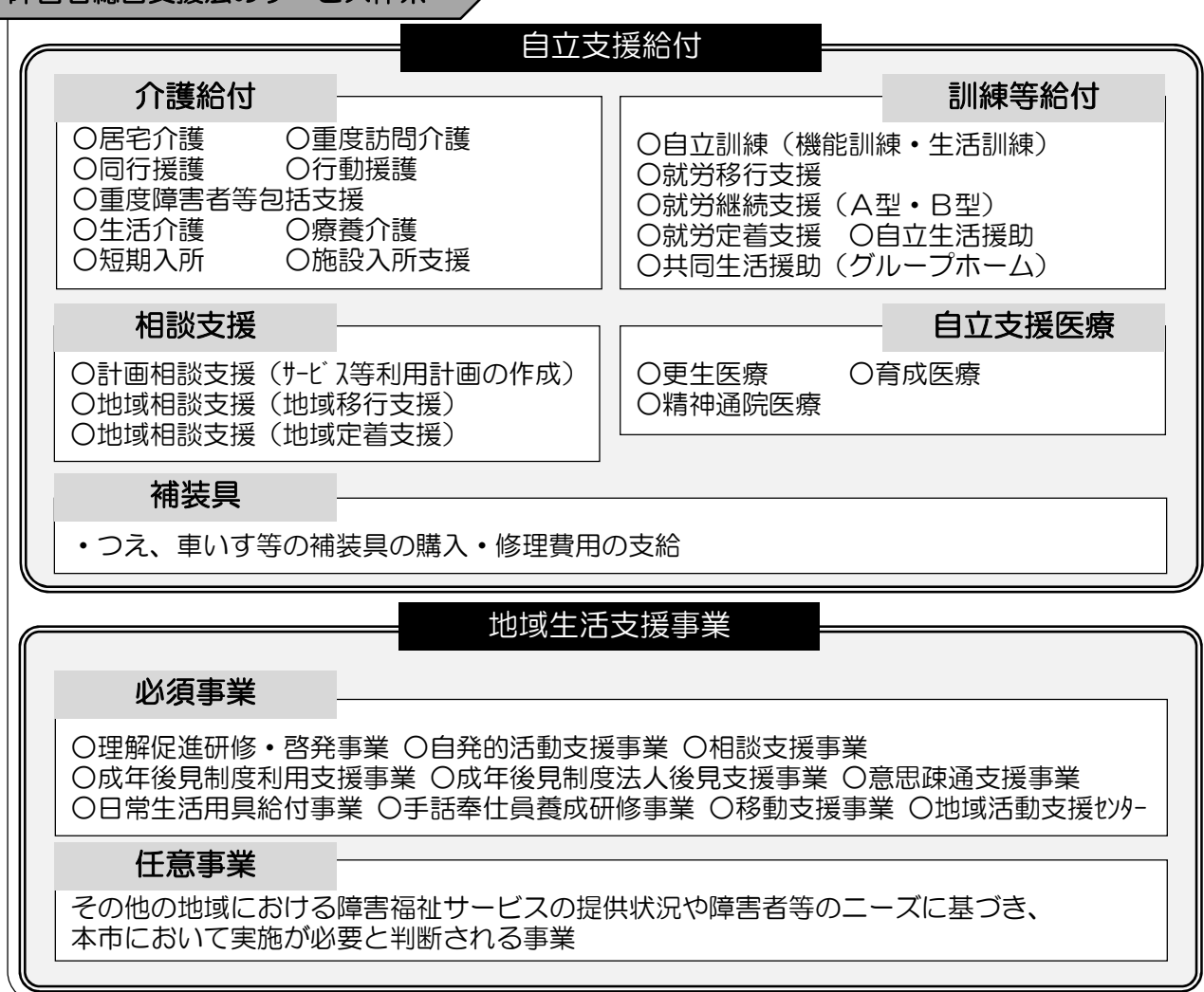
2 障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

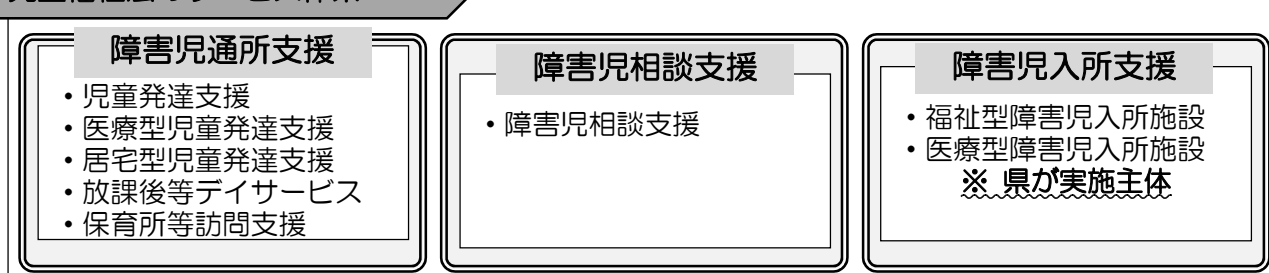
障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、主に本計画における基本目標の2～4に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

障害者総合支援法のサービス体系



児童福祉法のサービス体系



3 成果目標・活動指標

(1) 成果目標

1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○ 国の考え方

令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

○ 神栖市における目標

項目	令和5年度目標
【目標値】検証及び検討の有無	令和元年度設置済
【目標値】検証及び検討の回数	年1回

2) 障害児支援の提供体制の整備等

○ 国の考え方

1. 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所、児童発達支援センターを設置。

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を確保。

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

○ 神栖市における目標

項 目	令和5年度目標
【目標値】児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに1カ所以上
【目標値】保育所等訪問支援の設置	令和5年度末までに1カ所以上
【目標値】主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置済み
【目標値】主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置済み
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み
【目標値】医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	配置済み

3) 相談支援体制の充実・強化等

○ 国の考え方

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

○ 神栖市における目標

項 目	令和5年度目標
【目標値】総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の有無	令和5年度末まで

4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 国の考え方

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

○ 神栖市における目標

項 目	令和5年度目標
【目標値】障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	事業所連絡会、市虐待防止研修等を毎年実施済み

(2)活動指標等

1) 発達障がい者に対する支援

○ 神栖市における目標

項目	R3年度	R4年度	R5年度
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	2人

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 神栖市における目標

項目	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	5人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回

3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

○ 神栖市における目標

項目	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援体制	無	無	有
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回

4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

○ 神栖市における目標

項目	R3年度	R4年度	R5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有

5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの 配置人数

○ 神栖市における目標

項目	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネーターの配置人数	2人	3人	4人

4 障害福祉サービスの推進

(1) 自立支援給付

1) 訪問系サービス

■ 事業内容

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅における入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

②重度訪問介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護から、外出時の移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

④行動援護

行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供するものです。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、「居宅介護」をはじめとする福祉サービスを包括的に提供するものです。

■ 実績及び計画の見込値

<訪問系サービス全体>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	159人	176人	193人	169人	169人	169人
	実績	180人	175人	169人			
	達成率	113.2%	99.4%	87.6%			
利用量	計画値	1,998時間	2,056時間	2,116時間	2,674時間	2,708時間	2,759時間
	実績	2,882時間	2,716時間	2,873時間			
	達成率	144.2%	132.1%	135.8%			

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	計画値	134人	148人	162人	135人	132人	130人
	実績	144人	141人	138人			
	達成率	107.5%	95.3%	85.1%			
利用量	計画値	3,355時間	3,691時間	4,060時間	2,295時間	2,329時間	2,380時間
	実績	2,505時間	2,336時間	2,520時間			
	達成率	74.7%	63.3%	62.1%			

<同行援護>

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	計画値	15人	17人	19人	27人	29人	32人
	実績	20人	22人	24人			
	達成率	133.3%	129.4%	126.3%			
利用量	計画値	262時間	288時間	317時間	291時間	291時間	291時間
	実績	287時間	294時間	291時間			
	達成率	109.5%	102.1%	91.8%			

<行動援護>

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	計画値	10人	11人	12人	5人	5人	5人
	実績	12人	9人	7人			
	達成率	120.0%	81.8%	58.3%			
利用量	計画値	50時間	54時間	60時間	62時間	62時間	62時間
	実績	57時間	67時間	62時間			
	達成率	114.0%	124.1%	103.3%			

利用者数は平成30年度の180人から令和2年度の169人と減少傾向にあります。前回計画では、約160～190人の利用を見込んでおり、実績と計画値はほぼ同程度となっています。

利用量についても実績と計画値はほぼ同程度となっています。

サービスの内訳としては、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」がもっとも多く、ついで「同行援護」の利用が多くなっています。

■ 今後の取り組み方向

訪問系サービスは計画値と同程度の利用実績となっていることから、利用実績に即した目標値を設定し、サービス提供量の拡大を図っていきます。

特に同行援護については、利用人数は少ないものの、前回の計画値を上回る利用となっていたことから、令和3年度以降の見込量については増加と見込み、サービス提供量の拡大を図ります。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

■ 事業内容

主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供するものです（18歳未満は、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	178人	183人	188人	199人	202人	205人
	実績	190人	193人	196人			
	達成率	106.7%	105.5%	104.3%			
利用量	計画値	3,616人日	3,977人日	4,375人日	3,682人日	3,737人日	3,793人日
	実績	3,424人日	3,554人日	3,489人日			
	達成率	94.7%	89.4%	79.7%			

利用者数は増加傾向にあります。利用量は減少しており、前回計画で見込んだ計画値をやや下回る水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降の目標値については、令和2年度までの利用実績を踏まえた水準で見込み、年々わずかに増加していくことを想定してサービス提供量の確保を図ります。

②自立訓練（機能訓練）

■ 事業内容

①入所施設・病院を退所・退院した方のうち、地域生活へ移行するときに身体的リハビリテーションの継続や、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方、②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した方のうち、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復が必要な方に、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	3人	4人	5人	2人	2人	2人
	実績	3人	2人	1人			
	達成率	100.0%	50.0%	20.0%			
利用量	計画値	37人日	41人日	45人日	20人日	20人日	20人日
	実績	16人日	23人日	20人日			
	達成率	43.2%	56.1%	44.4%			

利用者数、利用量ともに、前回計画の見込みを大きく下回っています。

■ 今後の取り組み方向

前回計画の見込みより大きく下回った利用実績となっており、令和3年度以降もこれまでと同程度の利用があるものとして目標値を見込み、サービス提供量の確保を図ります。

③自立訓練（生活訓練）

■ 事業内容

知的障がいや精神障がいのある方に自立した日常生活を営むために必要な入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。日中に訓練を受けるものと、居住の場における生活能力等の訓練を行う「宿泊型自立訓練」があります。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	6人	7人	8人	3人	4人	5人
	実績	5人	3人	2人			
	達成率	83.3%	42.9%	25%			
利用量	計画値	127人日	139人日	153人日	48人日	64人日	80人日
	実績	69人日	54人日	62人日			
	達成率	54.3%	38.8%	40.5%			

利用者数、利用量ともに、前回計画の見込みを大きく下回っています。

■ 今後の取り組み方向

前回計画の見込みより大きく下回った利用実績となっておりますが、令和3年度以降もこれまでと同程度の利用があるものとして目標値を見込み、サービス提供量の確保を図ります。

④就労移行支援

■ 事業内容

就労を希望する65歳未満の障がいのある方を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	51人	52人	53人	42人	37人	33人
	実績	61人	54人	48人			
	達成率	119.6%	103.8%	90.6%			
利用量	計画値	935人日	1,029人日	1,131人日	574人日	565人日	557人日
	実績	602人日	563人日	583人日			
	達成率	64.4%	54.7%	51.5%			

利用者数はやや減少傾向にありますが、前回計画の見込みを上回る利用実績となっています。

利用量については、前回計画の見込みを大きく下回っています。

■ 今後の取り組み方向

利用者数は、今後も減少傾向、利用量はこれまで同様の利用があると見込み、同程度で見込んでいます。

⑤就労継続支援（A型）

■ 事業内容

企業等に就労することが困難な障がいがあり、継続して就労することが可能な方に、原則雇用契約に基づいた工賃を得てもらいながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	計画値	13人	14人	15人	38人	43人	48人
	実績	19人	24人	30人			
	達成率	146.2%	171.4%	200.0%			
利用量	計画値	277人日	305人日	335人日	722人日	817人日	912人日
	実績	364人日	434人日	399人日			
	達成率	131.4%	142.3%	119.1%			

前回計画では毎年度14人前後の利用を見込んでいましたが、利用実績は平成30年度に19人、令和元年度に24人の利用となっています。

■ 今後の取り組み方向

前回計画値を大きく上回る利用実績となっているため、令和3年度以降は、利用実績を踏まえ、サービス提供量の拡大を図っていきます。

⑥就労継続支援（B型）

■ 事業内容

年齢、心身の状態等の理由で企業等に雇用されることが困難な障がいのある人について、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	計画値	143人	153人	160人	235人	250人	265人
	実績	186人	201人	217人			
	達成率	130.1%	131.4%	135.6%			
利用量	計画値	2,633人日	2,897人日	3,186人日	3,525人日	3,750人日	3,975人日
	実績	2,782人日	2,975人日	2,879人日			
	達成率	105.7%	102.7%	90.4%			

利用者数は増加傾向にあり、平成30年度以降、前回計画を上回る利用水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和元年度までの利用実績は前回計画の計画値を上回っていることから、令和3年度以降はこれまでの利用実績を踏まえ、前回計画値を大きく上回る目標を見込み、サービス提供量の拡大を図っていきます。

⑦就労定着支援

■ 事業内容

一般就労した人の職場定着に向けて、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	一人	一人	一人	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	2人			
	達成率	－%	－%	－%			

2人の利用を見込んでおり、利用実績を踏まえた見込みとしています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も、毎年度2人の利用を見込んで取り組んでいきます。

⑧自立生活援助

■ 事業内容

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	一人	一人	一人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	－%	－%	－%			

利用実績はありませんが、今後も利用を見込んで取り組んでいきます。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も、毎年度1人の利用を見込んで取り組んでいきます。

⑨療養介護

■ 事業内容

主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供するものです（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障害支援区分が「区分6」の人、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が「区分5」以上の方が対象となります。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	5人	6人	7人	4人	4人	4人
	実績	4人	4人	4人			
	達成率	80.0%	66.7%	57.1%			
利用量	計画値	136人日	150人日	165人日	122人日	122人日	122人日
	実績	122人日	122人日	122人日			
	達成率	89.7%	81.3%	73.9%			

前回計画では毎年度6人前後の利用を見込んでいましたが、利用実績は毎年度4人となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和元年度まで毎年度4人の利用があり、令和3年度以降も同程度の利用があることを想定して、4人の利用を見込み、サービス提供量の拡大を図っていきます。

⑩短期入所（ショートステイ）

■ 事業内容

短期間（夜間も含め）、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うものです。自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等が対象となります。

■ 実績及び計画の見込値

<福祉型>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	23人	24人	25人	57人	58人	59人
	実績	54人	55人	56人			
	達成率	234.8%	229.2%	224.0%			
利用量	計画値	169人日	186人日	205人日	171人日	174人日	177人日
	実績	135人日	131人日	133人日			
	達成率	79.9%	70.4%	64.9%			

<医療型>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	4人	5人	6人	7人	7人	7人
	実績	12人	9人	7人			
	達成率	300.0%	180.0%	116.7%			
利用量	計画値	23人日	25人日	28人日	14人日	14人日	14人日
	実績	13人日	11人日	12人日			
	達成率	56.5%	44.0%	42.9%			

福祉型・医療型ともに、利用者数は見込みを大きく上回りましたが、利用量は見込みを下回っています。

■ 今後の取り組み方向

福祉型については、令和元年度までの利用を踏まえて利用がやや拡大してくものとしてサービス提供量の確保を図ります。医療型については、令和3年度以降も同程度の利用があるものとして、サービス提供量の確保を図ります。

3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

■ 事業内容

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	55人	61人	67人	107人	118人	130人
	実績	68人	79人	92人			
	達成率	123.6%	129.5%	137.3%			

利用者数は増加傾向にあり、平成30年度以降、前回計画を上回る利用水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も利用が拡大していくとしてサービス提供量の確保を図っていきます。

②施設入所支援

■ 事業内容

施設に入所する必要がある方に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	90人	88人	85人	89人	87人	85人
	実績	95人	93人	91人			
	達成率	105.6%	105.7%	107.1%			

おおむね前回計画の計画値をやや上回る利用水準で推移しています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降は地域移行の視点から利用者は減少していくとしてサービス提供量の確保を図っていきます。

4) 指定相談サービス

①相談支援サービス

■ 事業内容

「サービス利用計画」を通じて障害福祉サービスの支給決定時からの「ケアマネジメント」を実施し、さらに一定期間ごとの「モニタリング」を行うことで、障がいのある人の抱える課題の解決を図ります。市が相談支援事業所登録を行い、民間の相談支援事業所とあわせてサービスを提供します。

■ 実績及び計画の見込値

<計画相談支援>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	465人	512人	563人	696人	809人	940人
	実績	492人	516人	599人			
	達成率	105.8%	100.8%	106.4%			

<地域移行支援>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

<地域定着支援>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

計画相談支援は各年度もおおむね見込みと同程度の利用がありました。

地域移行支援と地域定着支援については、毎年度1人の利用を見込んでいたものの、利用はありませんでした。

■ 今後の取り組み方向

計画相談支援については、令和元年度までの利用実績を踏まえ、利用者数が増加していくものとして目標を設定し、サービス提供量の確保を図っていきます。

地域移行支援と地域定着支援については、令和元年度まで利用がありませんでしたが、令和3年度以降も毎年1人程度の利用を見込み、体制の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■ 事業内容

地域住民を対象にして、障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

本市においては平成30年度より、毎年かみす福祉まつりを開催しており、今後も実施を検討し、開催していきます。

■ 今後の取り組み方向

地域住民から本事業への実施要望があった際には、実施に向けて検討を行います。

②自発的活動支援事業

■ 事業内容

障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

平成19年度から、精神障がい者やその家族で構成する「潮来地方家族会」へ保健所管内の市が負担金を支出し活動を支援しています。

■ 今後の取り組み方向

引き続き、潮来地方家族会の活動を支援していきます。

③相談支援事業

■ 事業内容

障がいのある方及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

神栖市社会福祉協議会と障がい福祉課にて相談等を行い情報提供や助言を行っています。

■実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	計画値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績	3か所	3か所	3か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
相談件数	計画値	1,250件	1,250件	1,250件	1,800件	1,800件	1,800件
	実績	398件	1,788件	1,398件			
	達成率	31.8%	143.0%	111.8%			

令和元年度まで、前回計画通り、3か所で相談等を行っており、相談件数は令和元年度で見込みを大きく上回っています。

■今後の取り組み方向

今後も3か所で相談等を行っていきます。相談件数については、前回計画よりも目標を拡大して取り組んでいきます。

④成年後見制度利用支援事業

■事業内容

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある方について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

■実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	4人	5人	6人
	実績	0人	4人	3人			
	達成率	0%	400.0%	300.0%			

令和元年度は見込みを大きく上回り、4人となっています。

■今後の取り組み方向

利用人数は少ないものの、一定数の利用が見込まれることから、令和3年度以降も毎年度1人増の利用を見込んで取り組んでいきます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■ 事業内容

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。平成29年度より社会福祉協議会へ委託し事業を実施しています。

■ 今後の取り組み方向

平成29年度から社会福祉協議会に委託して実施しており、引き続き、社会福祉協議会への委託によりサービスを提供していきます。

⑥意思疎通支援事業

■ 事業内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳によりその他の方との意思疎通を仲介する「手話通訳者」の派遣等を行うものです。

聴覚障がい者の健康維持や権利擁護の確保のため、手話通訳者を派遣しています。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	6人	6人	6人	6人	6人	6人
	実績	9人	6人	6人			
	達成率	150.0%	100.0%	100.0%			

利用者数は前回計画における計画値と同程度の利用実績となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和元年度までの利用実績を踏まえ、令和3年度以降は毎年度6人の利用を見込んで取り組んでいきます。

⑦日常生活用具給付等事業

■ 事業内容

重度障害のある方を対象に、「自立生活支援用具」等の「日常生活用具」を給付・貸与等することで、日常生活の便宜を図ることを目的とするものです。

これに該当する用具は、①安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、③製作や改良、開発の際に障がいについての専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、という3要件を満たすものです。

■ 実績及び計画の見込値

<介護・訓練支援用具>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	計画値	10件	10件	10件	10件	10件	10件
	実績	12件	9件	10件			
	達成率	120.0%	90.0%	100.0%			

<自立生活支援用具>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	計画値	12件	12件	12件	10件	10件	10件
	実績	6件	5件	8件			
	達成率	50.0%	41.7%	66.7%			

<在宅療護等支援用具>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	計画値	15件	15件	15件	15件	15件	15件
	実績	14件	11件	13件			
	達成率	93.3%	73.3%	86.7%			

<情報・意思疎通支援用具>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	計画値	12件	12件	12件	12件	12件	12件
	実績	9件	11件	13件			
	達成率	75.0%	91.7%	108.3%			

<排泄管理支援用具>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	計画値	1,200件	1,200件	1,200件	2,403件	2,718件	3,074件
	実績	1,879件	2,125件	2,310件			
	達成率	156.6%	187.5%	192.5%			

<居宅生活動作補助用具>

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	計画値	3件	3件	3件	3件	3件	3件
	実績	5件	2件	5件			
	達成率	166.7%	66.7%	166.7%			

日常生活用具の利用は、排泄管理支援用具の利用件数がもっとも多くなっています。

各用具の利用件数は年度によりばらつきがありますが、おおむね前回計画における計画値を下回る利用水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

日常生活用具の利用件数は利用実績に基づいた目標値を設定します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

■ 事業内容

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成するための研修を行う事業です。鹿行手話奉仕員養成委員会へ事業を委託し実施しています。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	5人	5人	5人	10人	10人	10人
	実績	14人	8人	0人			
	達成率	280.0%	160.0%	0.0%			

※養成講習実修了見込み者数

前回計画では毎年度5人の利用を見込んでいましたが、利用者数は計画値を上回る水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も、毎年度10人の利用を見込んで取り組んでいきます。

⑨移動支援事業

■ 事業内容

障がいのある方にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、外出を支援する移動介護を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	60人	60人	60人	70人	70人	70人
	実績	68人	66人	55人			
	達成率	113.3%	110.0%	91.7%			
利用量	計画値	4,600時間	4,600時間	4,600時間	8,500時間	8,500時間	8,500時間
	実績	8,091時間	8,315時間	7,232時間			
	達成率	175.9%	180.8%	157.2%			

前回計画では、毎年度60人の利用を見込んでいましたが、利用者数は70人弱と、計画値を上回る利用水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

前回計画の計画値を利用水準は上回っていることから、利用実績を踏まえ、令和3年度以降、毎年度、70人、8,500時間の利用を見込んで取り組んでいきます。

⑩地域活動支援センター

■ 事業内容

障がいのある方等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。市外の2事業所へ事業を委託し実施しています。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施 か所 数	計画値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

2か所で実施しています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も、2か所で実施していきます。

2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

■ 事業内容

自宅において入浴することが困難な在宅の重度障害者に対して、浴槽を提供して寝たままに入浴することができるよう介助を行います。「訪問入浴サービス事業」は業者委託により実施しています。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	13人	13人	13人	13人	13人	13人
	実績	13人	13人	19人			
	達成率	100.0%	100.0%	146.2%			

前回計画の計画値通りの利用水準となっています。

■ 今後の取り組み方向

これまでの利用実績を踏まえ、令和3年度以降も一定の利用を見込んでサービス量の確保を図ります。

②日中一時支援事業

■ 事業内容

障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。「日中一時支援事業」は業者委託により実施しています。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	100人	100人	100人	130人	130人	130人
	実績	120人	140人	100人			
	達成率	120.0%	140.0%	100.0%			

平成30年度と令和元年度は前回計画の見込を上回る水準の利用となっています。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も、前回計画と同程度のサービス量を見込んで取り組んでいきます。

③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

■ 事業内容

身体障害者援護施設等に入所・通所している方が更生訓練を受けた際に、更生訓練やそのために要した経費を支給します。また、身体障害者援護施設等に入所・通所している方が就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
	達成率	0%	0%	0%			

毎年度1名の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

■ 今後の取り組み方向

これまで、本事業の利用はありませんでしたが、社会参加の促進に資する事業であるため、令和3年度以降も前回計画と同様に1人の利用を見込みます。

④自動車運転免許・改造費助成事業

■ 事業内容

障がい者の自動車運転免許の取得時に要する費用の一部助成及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。「自動車運転免許・改造費助成事業」は市より補助金を交付しています。

■実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	実績	2人	1人	3人			
	達成率	66.7%	33.3%	100.0%			

毎年度3人の利用を見込んでいましたが、令和元年度は1人の利用でした。

■今後の取り組み方向

令和3年度以降も毎年度3人の利用を見込みます。

⑤点字・声の広報等発行事業

■事業内容

重度の視覚障がいのため文字による情報入手が困難な方に、点字・声の広報を発行します。

「点字・声の広報等発行事業」は広報紙とあわせて発行しています。

■実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	計画値	22回	22回	22回	22回	22回	22回
	実績	22回	18回	22回			
	達成率	100.0%	81.8%	100.0%			

前回計画では毎年度22回の点字・声の広報等発行を見込んでおり、おおむね計画通りの実績となっています。

■今後の取り組み方向

これまでの発行実績を踏まえ、令和3年度以降も毎年度22回の発行を見込みます。

5 障害児福祉サービスの推進

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

■ 事業内容

就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。市が運営する2事業所とあわせて、民間の事業所2事業所がサービスを提供しています。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	61人	67人	73人	102人	111人	121人
	実績	79人	86人	94人			
	達成率	129.5%	128.4%	128.8%			
利用量	計画値	303人日	333人日	366人日	510人日	555人日	605人日
	実績	387人日	417人日	402人日			
	達成率	127.7%	125.2%	110.0%			

前回計画では、利用が拡大していくものと見込んでおり、利用実績も見込みを上回っています。

■ 今後の取り組み方向

利用実績を踏まえ、令和3年度以降も規模を拡大してサービス提供量の確保に取り組んでいきます。

②医療型児童発達支援

■ 事業内容

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	一人	一人	一人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	1人			
	達成率	－%	－%	－%			
利用量	計画値	一人日	一人日	一人日	1人日	1人日	1人日
	実績	0人日	0人日	1人日			
	達成率	－%	－%	－%			

令和2年度に1人の利用がありました。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も1人の利用を見込みます。

③居宅訪問型児童発達支援

■ 事業内容

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	一人	一人	一人	1人	2人	3人
	実績	1人	1人	1人			
	達成率	－%	－%	－%			
利用量	計画値	一人日	一人日	一人日	2人日	4人日	6人日
	実績	2人日	3人日	2人日			
	達成率	－%	－%	－%			

平成30年度から1人の利用があり、継続的な利用となっています。

■ 今後の取り組み方向

重度の障がい児や医療ケアの必要な児童の受け皿として令和3年度以降も利用を見込みます。

⑤放課後等デイサービス

■ 事業内容

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	116人	127人	140人	200人	220人	240人
	実績	126人	147人	172人			
	達成率	108.6%	115.7%	122.9%			
利用量	計画値	1,386人日	1,525人日	1,677人日	2,600人日	3,029人日	3,120人日
	実績	1,487人日	1,963人日	1,725人日			
	達成率	107.3%	128.7%	102.9%			

前回計画では、116～140人の利用を見込んでおり、利用実績は見込みを上回っています。

■ 今後の取り組み方向

利用実績が前回計画の計画値を大きく上回っていることから、令和3年度以降は令和2年度までの利用実績を踏まえ、今後も利用が拡大するものと見込み、200人から240人の目標を設定し、サービス提供量の拡大を図ります。

④保育所等訪問支援

■ 事業内容

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	2人	0人	0人			
	達成率	100.0%	0%	0%			
利用量	計画値	1人日	2人日	3人日	6人日	6人日	6人日
	実績	3人日	0人日	0人日			
	達成率	300.0%	0%	0%			

前回計画では、毎年度に2人の利用を見込んでおり、利用実績もおおむね同程度となっています。

■ 今後の取り組み方向

引き続き、令和3年度以降は毎年度2人の利用を見込み、サービスの提供を行っていきます。

(2)障害児相談支援

①障害児相談支援

■ 事業内容

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

障害児通所サービスの利用を希望者に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

■ 実績及び計画の見込値

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画値	144人	159人	174人	232人	255人	279人
	実績	176人	193人	212人			
	達成率	122.2%	121.4%	121.8%			

サービスの利用者数は見込みを上回り、増加傾向にあります。

■ 今後の取り組み方向

令和3年度以降も利用が拡大していくことを想定して目標を設定し、サービス提供量の確保を図っていきます。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進における基本姿勢

○障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

市では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため市では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援のため、障がい福祉課内に「虐待防止センター」を設置しました。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本市においては引き続き、「成果（数値）目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たち皆さんが神栖市民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる神栖市を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている神栖市地域自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営さ

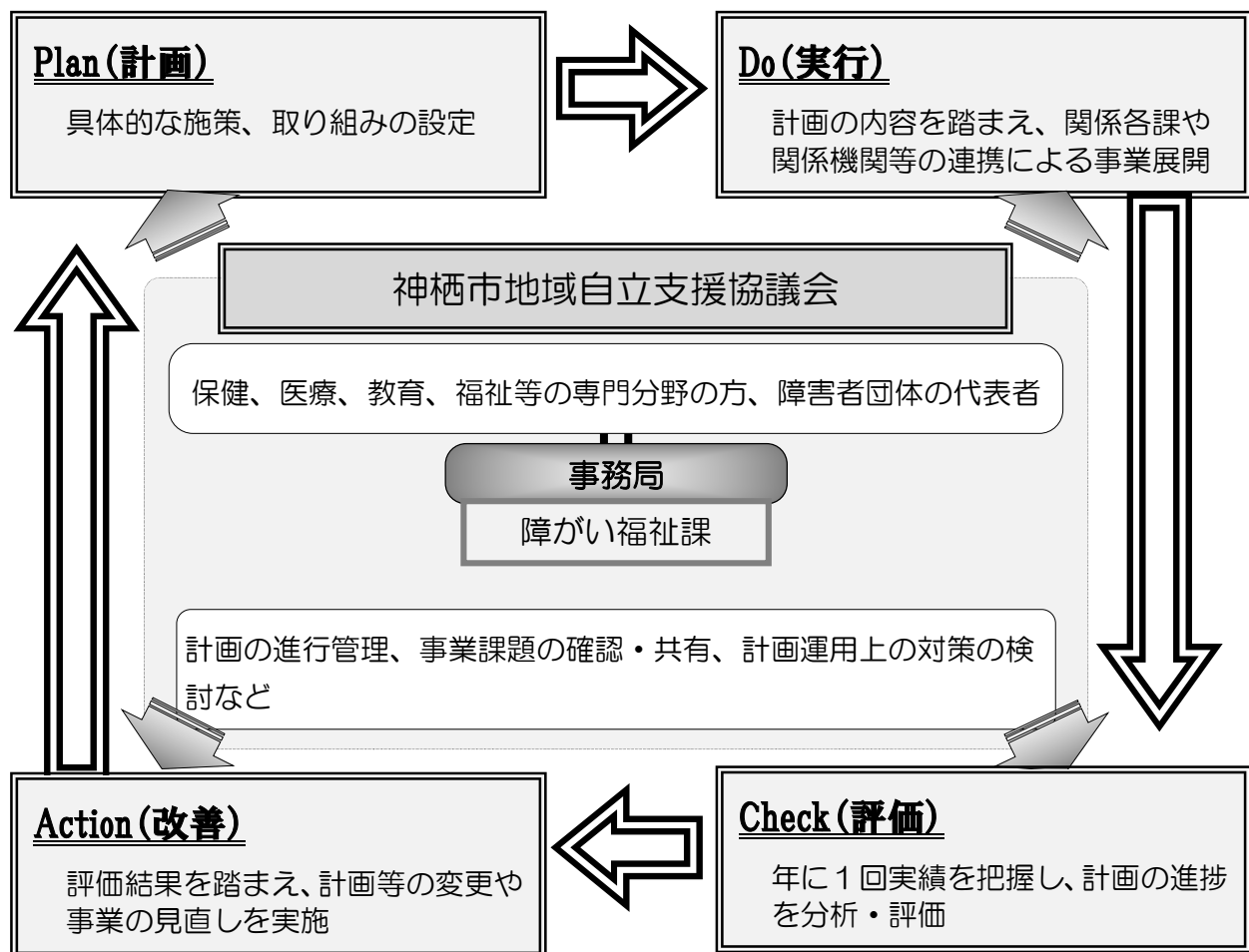
れているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、神栖市地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○ 庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○ 全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 市職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映